明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○関税暫定措置法の一部を改正する法律（二七）　一
○外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（二八）　二
〔政　令〕
○国際関係の緊急時に特定の国を原産地とする物品に課する関税に関する政令（一七九）　三

本号で公布された法令のあらまし

◇関税暫定措置法の一部を改正する法律（法律第二七号）（財務省）

1　国際関係の緊急時に特定の国を原産地とする物品に課する関税率の規定の整備

国際関係の緊急時において、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Ａの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定による関税についての便益を与えることが適当でないときは、政令で定める国を原産地とする物品で政令で定めるもので、政令で定める期間内に輸入されるものに課する関税の率は、基本税率（暫定税率の適用があるときは暫定税率）とすることとした。（関税暫定措置法第三条等関係）

2　施行期日

この法律は、公布の日の翌日から施行することとした。

◇外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（法律第二八号）（財務省）

1　「暗号資産」について定義規定を設けることとした。（第六条関係）

2　暗号資産交換業者が顧客の支払等に係る暗号資産の移転を行う場合において、当該顧客の支払等が、許可を受ける義務が課された支払等に該当しないか等を確認する義務を課すこととした。（第一七条の四関係）

3　暗号資産交換業者が顧客の支払等に係る暗号資産の移転を行う場合において、当該顧客の本人確認義務を課すこととした。（第一八条の六関係）

4　一定の暗号資産に関する取引を資本取引とみなして、外国為替及び外国貿易法の規定を適用することとした。（第二〇条の二関係）

5　暗号資産交換業者が顧客等との間で資本取引に係る契約締結等行為を行う場合において、当該顧客等の本人確認義務を課すこととした。（第二二条の二関係）

6　暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換を媒介、取次ぎ又は代理する暗号資産交換業者の報告に係る規定を整備することとした。（第五五条の三関係）

7　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して二〇日を経過した日から施行することとした。

◇国際関係の緊急時に特定の国を原産地とする物品に課する関税に関する政令（政令第一七九号）（財務省）

1　関税暫定措置法第三条第一項の規定に基づき、国際関係の緊急時において、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Ａの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定による関税についての便益を与えることが適当でないものとして、ロシアを原産地とする関税定率法別表に掲げる物品で、この政令の施行の日から令和五年三月三一日までの間に輸入されるものを定めることとした。

2　この政令は、公布の日の翌日から施行することとした。

法　律

関税暫定措置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年四月二十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第二十七号

関税暫定措置法の一部を改正する法律

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　国際関係の緊急時に特定の国を原産地とする物品に課する関税率）

国際関係の緊急時において、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Ａの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定（以下「一般協定」という。）による関税についての便益を与えることが適当でないときは、政令で定める国（その一部である地域を含む。）を原産地とする物品で政令で定めるもので、政令で定める期間内に輸入されるものに課する関税の率は、関税法第三条ただし書（課税物件）の規定にかかわらず、関税定率法第三条（課税標準及び税率）の規定（前条の規定の適用があるときは、同条の規定）によるものとする。

2　前項の政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令の制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第七条の三第一項ただし書中「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Ａの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定（次項第五号及び第七条の六第二項第二号において「一般協定」という。）」を「一般協定」に改める。

附　則

この法律は、公布の日の翌日から施行する。

財務大臣臨時代理
国務大臣　金子　恭之

内閣総理大臣　岸田　文雄